

平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなります。

現在、国税を口座振替により納付していただいた方には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されておりますが、会計検査院の指摘を踏まえ、国の経費節減の観点から、平成29年1月から領収証書を送付しないこととする予定です。納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、平成28年12月までは、これまでどおり金融機関から領収証書が送付されます。

口座振替月		平成28年							平成29年
		4月	5月	6月	7月	9月	11月	12月	1月以降
申告所得税及び復興特別所得税	27年分	◆確定申告◆確定申告延納							領収証書が送付されなくなります
	28年分				◆予定納税第1期		◆予定納税第2期		
消費税及び地方消費税	27年分	◆確定申告 ◆3月特例10~12月							
	28年分	◆中間1回目(年3回) ◆3月特例1~3月			◆中間1回目(年1回) ◆中間2回目(年3回) ◆3月特例4~6月		◆中間3回目(年3回) ◆3月特例7~9月		
	※ 中間申告年11回の方及び1月特例の方は、それぞれ中間9回目、9月分(いずれも12月振替)までの領収証書が送付されます。								
領収証書が送付されます									

(注) 平成29年1月以降は、ご希望の方には、これまでの領収証書の送付に代えて、振替結果を証明するなどの対応を予定しております。